

## おむつ代の医療費控除について

### 1. おむつ代の医療費控除とは

介護保険サービスが医療費控除の対象となるように、おむつ代についても、おむつが医療として必要と認められる方については、医療費控除の対象とすることができます。

おむつ代を医療費控除として取り扱うためには、医療機関または長泉町役場長寿介護課にて証明書を発行する必要があります。

確定申告書にこの証明書とおむつ代の領収書を添付することで医療費控除を受けることができます。(領収書には、患者の氏名とおとな用のおむつ代である旨の記載が必要です。)

### 2. おむつ使用証明書の発行方法

☆令和7年以降に確定申告を行う、令和6年以降の年分に係る申告で使用する「おむつ使用証明書」の発行から、制度改正が適用されます。

#### (1) 令和6年以前の証明書を発行する場合

##### 1年目

医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。(主治医によって必要と認められた場合、医療機関で発行されます。)

- ・おむつ使用証明書に記載された必要期間中（最長1月1日～12月31日の1年間）に購入したおむつ代が、控除対象となります。
- ・この証明書の発行は有料であり、金額は医療機関によって異なります。

注意1：この証明書は医師が患者から文書料を取って発行するものです。内容について、町が意見できるものではありません。

注意2：この証明書について一部でも加筆、訂正した場合は無効となります。

注意3：おむつが必要となっている傷病について継続して治療を行っている医師が記載することになっています。

## 2年目以降

下記の要件を満たす場合は、役場にて無料で証明書の発行ができます。

### <主治医意見書の要件>

要介護認定に必要な主治医意見書の内容から、

「寝たきり状態にあること」と「尿失禁の発生可能性があること」が確認できること。

注意1：基準日は12月31日（亡くなられた方は死亡日）です。

注意2：主治医意見書の判断基準については国で定められています。

## (2) 令和6年以降の証明書を発行する場合

☆国が定めている要件を満たす場合は、1年目から役場にて無料で発行できるようになりました。

## 1年目

・おむつを使用した年に、継続して6か月以上要介護認定を受けていること。

（単独の認定有効期間で6か月以上／複数の認定有効期間を合算して6か月以上）

・下記の要件を満たす主治医意見書に係る要介護認定が有効な期間に使用したおむつ代が、医療費控除の対象となる。（最大12か月分）

### <主治医意見書の要件>

要介護認定に必要な主治医意見書の内容から、

「寝たきり状態にあること」と「カテーテルの使用または尿失禁の発生（の可能性）」が確認できること。

注意1：基準日は12月31日（亡くなられた方は死亡日）です。

注意2：主治医意見書の判断基準については国で定められています。

## 2年目以降の申告

・おむつを使用した年に作成された主治医意見書、またはその年に受けていた認定（有効期間13か月以上のものに限る）の審査にあたり作成された主治医意見書が、要件を満たしていること。

・1年間で使用したすべてのおむつ代が控除の対象となります。

※主治医意見書の要件と注意事項について、1年目と同様のため省略

**おむつ使用者が死亡した場合**

おむつを使用した年の途中におむつ使用者が死亡した場合は、要件を満たせば、死亡日までに使用したおむつ代は医療費控除の対象となります。

## 3. 参考 &lt;医療費控除について&gt;

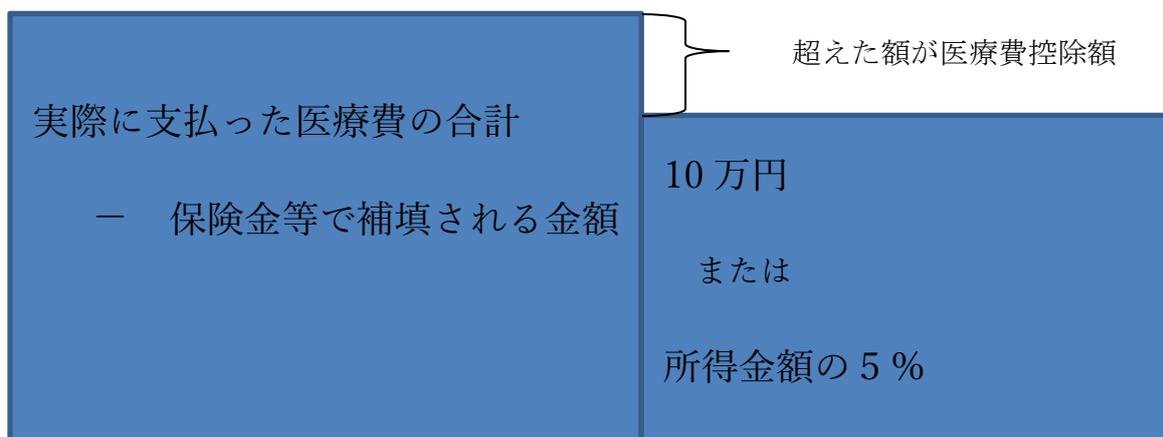
## ●計算できる医療費

その年の1月1日から12月31日までに支払った医療費

納税者が自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費

## ●計算方法

実際に支払った医療費の合計 から 保険金などで補填される金額 を除いたものが 10万円 または 所得金額の5% (どちらか少ない方の金額) を超えた場合、その額が医療費控除額となります。(最高200万円)



☆保険金などで補填される金額とは…

- ・ 出産一時金等、健康保険から支給されたもの
- ・ 高額療養費等、健康保険から支給されたもの
- ・ 損害賠償金等、補てんを目的として支払われたもの
- ・ 医療保険金や入院給付金等、保険会社から支払いを受けたもの